

第 18 回 鹿児島地区合併協議会

会 議 録

期日：平成 16 年 8 月 25 日（水）

場所：マリnpレスかごしま 3階 マリンホール

平成16年8月25日午後3時30分開会

△開 会

○柿元事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第18回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

それでは、まず、本日の会議資料につきまして確認をお願いいたします。

本日、お手元にお配りしている資料でございますが、「第18回鹿児島地区合併協議会会議次第」、本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

また、本日の会議の資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、A4横の資料で赤色の表紙となっております資料1「事務事業調整報告資料」、同じくA4横の資料で黄色の表紙となっております資料2「事務事業調整報告附属資料」、同じくA4横の資料3「行政制度等の調整方針（参考）」でございます。

おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

△会長あいさつ

○柿元事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長があいさつを申し上げます。

なお、会長には、あいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

○赤崎会長 皆様方、改めましてこんにちは。

第18回鹿児島地区合併協議会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中をご出席賜り、心から感謝申し上げます。

さて、当鹿児島地区合併協議会も、昨年1月に設置して以来、約1年7カ月を経過いたしました。今回で18回目の開催を迎えました。

これまでの間、協議会委員の皆様をはじめといたしまして、1市5町の議会、そして住民の方々など、それぞれの立場で大変真摯な取り組みをしていただきました。おかげさまで当合併協議会は極めて順調に進められてまいりました。

また、合併施行に関する国・県における法的な手続きも7月16日の廃置分合について

の官報告示をもちまして、すべて終了をいたしました。

暦をめぐってみますと、合併施行日の11月1日まで、残すところ68日となっております。

時の経つ早さに今更ながら驚かされておりますが、住民の皆様方から寄せられております期待と要請にこたえ、そしてまた将来にわたり評価をしていただける合併を実現するためにも、これから残された期間、1市5町がさらに気持ちを一つにして、合併に向けた準備作業を間違いなく進めていくことが最も大事なことでと考えております。

そして、11月1日には、南九州の中核都市としての役割を担いながら、さらに飛躍していく新生鹿児島の一歩を踏み出したいものとお願いいたしております。

そのためにも、委員の皆様方にこれまで以上に大変ご苦勞をおかけすることもあろうと存じますが、今後もぜひひとつご協力をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

以上、大変簡単でございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本日はこれからよろしくお願い申し上げます。

△報 告

事務事業の具体的な調整内容について

① 青色申告の町について〔(11)慣行(都市宣言)の取扱い〕～

～④ 合併に係る補正予算の取扱いについて(46件一括報告)

○赤崎議長 それでは、事務局の方で申し上げましたように、これから私の方で会議を進めさせていただきます。

早速会議に入りますが、まず会議次第の3、報告に入ります。

事務事業の具体的な調整内容について、「①協定項目(11)慣行(都市宣言)の取扱いについて」の「青色申告の町について」から、「④合併に係る補正予算の取扱いについて」までの46件、一括して事務局の方からまずご説明申し上げます。

○黒木事務局長 本日は、合併時まで調整するとした56項目のうち36件と、新たに報告する必要が生じた10件、計46件について報告させていただきます。

それでは、赤色の表紙の資料1をお開きいただきたいと思います。

資料の1ページをお開きください。

本日は主な項目についてご説明させていただきますが、まずはじめに、「協定項目(11)慣行(都市宣言)の取扱い」につきましては、6つの宣言が掲げてございますが、

さきの合併協議会で、それぞれ「宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までには検討するものとする。」との調整方針が確認されております。

4番の「青色申告の町宣言」ですが、具体的な調整内容は、「喜入町が掲げた「青色申告の町宣言」の経緯を踏まえ、税務行政において税務署等と連携する中で、青色申告制度の普及にさらに努めていくものとする。」といたしております。

次に、5番の「親せつの町宣言」、6番の「健康のまち宣言」、1つ飛びまして、8番の「青少年健全育成宣言のまち」松元町、9番の「生涯学習の町宣言」の4つの宣言につきましては、地域にとらわれることなく、合併後の新鹿児島市においても当然全市民を対象にしてその精神を受け継いでいくべきものであることから、新市まちづくり計画の基本目標に掲げてある項目の中にこれらの宣言の趣旨と同様な施策がありますので、宣言の主旨を引き継いで全市的に展開するるといたしております。

また、7番の「卓球のまちまつもと」については、地域に愛着が深いものであることから、具体的な調整内容は「松元町で開催している全九州卓球まつもと選手権大会、西日本中学校選抜オープン卓球大会は、松元町が掲げた「卓球のまち」宣言の主旨を引き継いで、当該地域で開催する。」といたしております。

2ページをお開きください。

「協定項目（23）一部事務組合等の取扱い」についてでございますが、「消防業務」から「し尿処理業務」までの5つの一部事務組合等がございます。

具体的な調整内容でございますが、それぞれ「加入している一部事務組合等を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとする。脱退に伴う一部事務組合等の規約変更及び財産処分等については、各町において組合等構成団体と協議のうえ、合併時までには議会に提案するものとする。」といたしております。

3ページをごらんください。

「協定項目（32）交通関係事業」の5番「桜島町交通事業（フェリー）の事業主体」でございますが、具体的調整内容といたしましては、新鹿児島市においては、船舶事業を設置し、3公営企業とは別に、新たに管理者を置き、管理者の権限に属する事務を処理させるため船舶部を置くことといたしております。

なお、組織機構につきましては、「協定項目（8）事務組織及び機構の取扱い」のところで後ほどご説明申し上げます。

次に、7番の「自動車航送料助成」と8番の「自家用自動車通勤費助成」でございます

が、これらの助成につきましては、特定の地域の特定の利用者のみ助成を行うことは、合併後の市として、不公平な行政サービスを行うこととなりますので、さきの合併協議会で「合併時に廃止する。」ものと調整方針案が確認されているものでございます。

しかしながら、桜島フェリーは、桜島に居住される人々にとりまして通勤、通学、通院等の生活路線であり、これまでの助成制度の廃止は住民生活に大きな変化を及ぼすものでございます。

したがって、両制度の経過を踏まえまして、利用者負担の軽減を図るための手段といたしまして、フェリー事業の割引制度の拡充をしようとするものでございます。

具体的な内容でございますが、自動車航送運賃の回数券を見直すもので、車の長さが3メートル以上4メートル未満及び4メートル以上5メートル未満の2つの車種につきましては、現行の運賃の30倍の額で36枚綴りの回数券がございしますが、これを廃止し、新たに同額で42枚綴りの回数券を設定いたします。これによりまして、この2つの車種の割引率は、現行の16.7%から28.6%に拡大されることとなります。

次に、4ページをお開きください。

「協定項目（44）農林水産業関係事業」の「高齢者等家畜導入事業」でございしますが、具体的な調整内容といたしましては、鹿児島市と3町が実施している「高齢者等肉用牛導入事業については、3町の基金を鹿児島市の高齢者等肉用牛導入基金に繰り入れ、現行どおり実施する。3町が独自に実施している家畜の貸付制度は、基金を廃止し、購入資金を貸付ける事業として実施する。」ことといたしております。

次に、4ページの一番下でございしますが、「協定項目（46）学校教育事業」の6番「公立幼稚園児の送迎」でございします。

これにつきましては、「松元町の送迎バスについては、現行どおり運行する。ただし、保護者の負担については、平成16年度に制度の適用を受けている者については卒園時まで無料とし、平成17年度以降に新たに送迎バスを利用する者については自己負担制度を設けるものとする。」といたしております。

5ページをごらんください。

「協定項目（47）社会教育事業」の4番「各種スポーツ大会」でございしますが、さきの合併協議会で「5町のスポーツ大会については、実施主体等について合併時まで調整する。」と確認されておりました。

具体的な調整内容でございしますが、「5町で開催している地域に根ざし、町民に定着し

ている運動会については、それぞれ地域運動会として現行どおり実施する。県内外から参加者を募集する、そこにお示ししてございます7つの大会については、新市の大会として実施する。そして、その他の大会は、平成17年度に廃止する。」といたしております。

6ページをお開きください。

「協定項目（48）その他事業」でございますが、7番の「複合施設」についてご説明申し上げます。

さきの合併協議会で「吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の複合施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、現行の住民サービス水準を低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。」と確認されておりました。

そこに掲げてございます「さくらじま白浜温泉センター」「喜入町マリンピア喜入施設」「温泉活用型スパランド裸・楽・良」「国民宿舎レインボー桜島・桜島マグマ温泉」「松元町平野岡健康づくり公園、郡山町総合運動公園」につきましては、施設の管理及び施設の使用料、利用料等については、現行どおりといたします。

なお、一般浴場入浴料につきましては現行どおりといたしますが、70歳以上の高齢者等の使用料につきましては減免することといたしております。

7ページをごらんいただきます。

「吉田町輝楽里よしだ館、桜島町火の島めぐみ館、郡山町八重の里・竹林公園」についてでございますが、現行どおり農産物直売施設として使用することに変更はございませんが、それぞれの施設の利用組合へ普通財産として無償貸付を行い、貸付を受けた利用組合が管理運営を行うものとするものといたしております。

次の「桜島町桜島旬彩館」の管理運営につきましては、現行どおりとするものでございます。

また、次の郡山町の「八重山公園」につきましては、「都市計画区域外に位置することから、都市公園法に基づいて都市公園の設置及び管理を規定している「鹿児島市公園条例」を適用できないため、その管理運営については、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として設置及び管理する条例を定め行うものとする。使用料については現行どおりとする。」ということにいたしております。

次に、11番の「町民会館管理運営」でございますが、喜入町町民会館について、さきの合併協議会で「現状を踏まえ、合併時まで今後の運営方法について調整するものとする。」という確認がなされておりました。

具体的な調整内容でございますが、当該町民会館を地域公民館とすることといたします。また、結婚式場、これは町民会館の2階でございますが、これにつきましては、地域公民館の会議室等として利用することから、合併の日の前日をもって廃止しようとするものでございます。

次に、「協定項目（47）社会教育事業」の13番の「図書館」及び15番の「公民館の設置」につきましては、ただいまご説明いたしましたとおり、喜入町町民会館を地域公民館といたしますことから、それぞれ調整内容を変更したものでございます。

次に、「協定項目（16）ごみ処理事業」の「資源物の処理体制」でございますが、さきの合併協議会で「松元町、郡山町については、合併時に鹿児島市の制度に統合する。吉田町、桜島町、喜入町については、現行どおりとする。」と確認されておりました。

しかしながら、平成15年度の本市の実績を踏まえまして再検討いたしましたところ、現行のリサイクルプラザで全量処理可能と判断したことから、合併時に5町とも鹿児島市の制度に統合するものとし、資源物の中間処理につきましては、「古紙類については、民間委託により処理する。缶・びん、ペットボトル及びプラスチック容器類については、鹿児島市のリサイクルプラザにおいて処理する。」といたしたところでございます。

8ページをお開きください。

「協定項目（19）上・下水道事業」の「地域下水道事業」でございますが、さきの合併協議会で調整方針を確認する時点では「吉田町地域下水処理事業」といたしておりました。しかしながら、その後、「松元町地域し尿処理事業」が平成16年4月から新規に供用開始したことから、同様の事業として新たに調整する必要が生じたため、事務事業名を「地域下水道事業」と変更したものでございます。

具体的な調整内容は、「合併時に地域下水道事業として再編するものとする。ただし、使用料等については、平成16年度は現行どおりとし、制度の再編により負担が増加する使用者に対し、平成17年度から平成19年度までの間に限り段階的調整を行うものとする。」といたしております。

また、両町の基金につきましては、「合併時に廃止したうえで、合併後の市において新たに基金を設置して引き継ぐものとする。」といたしております。

また、使用料の経過措置の内容につきましては、そこにお示ししてございますように、水道料金の格差是正と同様の考え方で調整を行っております。

ここで、恐れ入りますが、黄色の表紙になっております資料2の1ページをごらんいた

だきたいと存じます。

そこに、「地域下水道料金比較表」といたしまして、合併前の吉田町、松元町の汚水量ごとの料金体系と合併後の鹿児島市地域下水道事業の料金体系をお示ししておりますが、吉田町につきましては、30 m³までは料金が低くなり、40 m³を超えますと高くなることとなります。この高くなる分につきましては、先ほど申しあげましたように、平成17年度から平成19年度までの間に限り段階的調整を行うものでございます。

また、恐れ入りますが、赤色の表紙の資料1に返っていただきまして、8ページでございますが、13番の「水道事業（工事関係分担金）」でございますが、さきの合併協議会で「合併する年度の翌年度に廃止する。合併する年度は現行どおりとする。」と確認されておりました。

しかしながら、具体的な調整内容にありますように、「松元町及び郡山町の工事関係分担金については、平成16年度に当該分担金を徴収すべき事業がないことから、合併時に廃止するものとする。」ということで調整をいたしております。

次に、「協定項目（42）使用料及び手数料の取扱い」の17番「青少年育成館使用料」でございますが、これにつきましては、さきの合併協議会で「現行どおりとする。」と確認されておりました。

この吉田町の青少年育成館は、「地域ぐるみで青少年健全育成町民運動を展開し、青少年教育の充実を図る」ため、昭和57年に条例設置されたもので、町教育委員会の所管となっております。しかしながら、現在では、吉田町大原地区のコミュニティの施設として無料で利用されている状況にあるようでございます。

このような状況を踏まえまして協議いたしました結果、現在利用している大原地区住民へのサービス低下にならないよう、また、地域の人々がこれまでと同様に利用できるようにということで、吉田町におきまして、施設は合併時まで地域に無償譲渡することで調整が整ったところでございます。

したがって、具体的な調整内容は、「合併時まで廃止する。」といたしております。

次に、6番の「農業用水給水施設使用料」につきましては、当初、桜島町の農業用水施設のみということでご説明いたしておりましたが、喜入町にも同様の施設があることを確認いたしましたので、その管理につきましては、桜島町と同様、引き続き市の直営で管理することといたしておりますが、使用料につきましては、喜入町の施設を加えることによ

り調整方針を変更するものでございます。

具体的な内容でございますが、「桜島町の5ヶ所の施設の使用料は現行どおりとする。喜入町の流下式の2ヶ所の施設の使用料は現行どおり無料とする」。また、「喜入町のボーリングを行い整備した2ヶ所の施設の使用料は、桜島町を基本にして平成16年度中に設定する。」といたしたところでございます。

次に、「協定項目（44）農林水産業関係事業」の34番「喜入の森管理業務」でございますが、さきの協議会で、喜入の森につきましては、農林水産業関係事業として現行どおり引き継ぐことと確認されておりましたが、キャンプ施設や多目的広場など公園的な利用がなされていることから、公園として引き継ぐことにいたします。

具体的な内容でございますが、「喜入の森は、都市計画区域外に位置することから、都市公園法に基づいて都市公園の設置及び管理を規定している「鹿児島市公園条例」を適用できないため、その管理運営については、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として設置及び管理する条例を定め行うものとする。使用料については現行どおりとする。」といたしております。

次に、「協定項目（8）事務組織及び機構の取扱い」でございます。

恐れ入りますが、黄色の表紙の資料2の2ページをごらんください。

資料にございますとおり、5町に設置する支所は、部相当組織とし、総務市民課、税務課の2課体制とするとともに、保健福祉課など4出先機関を設置することといたします。

また、一番下の枠外に※で書いておりますが、水道局が所管する事務事業につきましては、本局で一元的に事務管理を行うことといたしますが、平成16年度中は各支所庁舎内に職員を配置して対応することといたしております。

3ページをお願いいたします。

新たに設置される船舶部についてでございますが、船舶部には、総務課、営業課、船舶運航課の3課を設置いたします。

また、船舶6隻につきましては、船舶運航課の所管といたします。

4ページをお願いいたします。

交通局のバス関係の組織についてでございますが、桜島町の自動車課をバス事業課桜島営業所として設置することといたします。

恐れ入りますが、赤色の表紙の資料1、9ページにお返りください。

「協定項目（9）条例、規則等の取扱い」でございますが、「合併に伴う条例の新規制

定及び一部改正等については、合併協議会において確認された調整内容を踏まえ、平成16年第3回鹿児島市議会定例会へ提案する。また、関連する規則等の新規制定及び一部改正等については、条例の議決後、所要の手続きを行う。」といたしております。

次に、事務事業としては挙がっていない項目でございますが、「合併に係る補正予算の取扱いについて」ご報告させていただきます。

「合併に係る補正予算については、合併協議会において確認された調整内容を踏まえ、平成16年第3回鹿児島市議会定例会へ提案する。」といたしております。

最後に、敬老特別乗車証交付事業関係につきまして、今回報告できなかった理由等につきまして、口頭でございますが、説明させていただきます。

敬老特別乗車証交付事業（敬老パス）の調整方針案は、さきの合併協議会におきまして、「一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時までに決定する。見直し後の制度については、新市域（5町）にも適用するものとする。新市域（5町）へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（敬老）交付事業は、廃止する。」といたしております

市の担当部局によりますと、本件につきましては、交通事業者の協力を得て実施している事業でございますので、現在、同事業者等と協議を行っているとのことでございます。

したがいまして、本日の合併協議会には、調整案をお示しすることができなかったところでございます。

なお、友愛特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業についても同様の状況でございます。

これらの項目につきましては、「合併時までに決定する。」という合併調整方針に沿って、今後とも鋭意努力してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○赤崎議長 お聞きのとおり、ただいま事務局の方から、46件の報告事項について一括してご説明申し上げましたが、何かご意見なりあるいはご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にご質問、ご意見等もないようでございますので、これら46件につつま

しては、ただいまご報告申し上げましたとおりの内容で具体的な調整がなされておりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

また、敬老特別乗車証交付事業、いわゆる敬老パス関係も、ただいまご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくご了承をお願い申し上げます。

以上で、会議次第の3、報告につきましては終わらせていただきます。

△その他

(1) 鹿児島地区合併協議会の廃止について

○赤崎議長 それでは、次に、会議次第の4、その他に入ります。

まず、「(1) 鹿児島地区合併協議会の廃止について」、まず事務局の方からご説明申し上げます。

○黒木事務局長 鹿児島地区合併協議会の廃止についてご案内申し上げます。

鹿児島地区合併協議会は、1市5町の議会の議決を経て、昨年1月に設置されております。設置以来、委員の皆様大変熱心なご協議をいただいた結果、本年3月には合併協定調印を行うことができました。

その後、1市5町の議会における合併関係議案の議決、6月28日の県知事の合併決定、7月16日の総務大臣告示という手続きを終了いたしまして、平成16年11月1日の合併が決定したところでございます。

したがって、当協議会は、合併の日の前日、10月31日をもってその役割を終了することとなります。合併協議会の廃止につきましては、設置したときと同様、地方自治法の規定に基づき、1市5町の議会議決を要することになりますので、各市町の9月議会に合併協議会の廃止議案を提案する予定でございます。

この合併協議会の廃止につきましては、当協議会でご審議いただくものではございませんが、協議会自体の存廃にかかわることでございますので、本日、委員の皆様にお知らせをするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま「鹿児島地区合併協議会の廃止について」ご説明申し上げましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

特にご意見、ご質問等もないようでございますので、当鹿児島地区合併協議会の廃止につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、1市5町のそれぞれの議会に議案として提案し、法に基づいた手続きを進めていくこととなりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

(2) 次回の開催について

○赤崎議長 それでは、続きまして「(2) 次回の開催について」、事務局の方からご説明申し上げます。

○黒木事務局長 次回の第19回合併協議会につきましては、10月中旬の開催で調整を行っているところでございまして、申しわけございませんが、本日は具体的な日時等をお知らせできない状況にございます。

次回の合併協議会の開催日時、場所につきましては、可能な限り速やかに決定してまいりたいと考えております。

また、開催日時等が決定いたしましたならば、委員の皆様には速やかにお知らせしたいと考えておりますので、その際の日程調整等よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、次回の開催についての日程等が決まっておりますので、考え方についてご説明申し上げましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○追立委員 鹿児島地区合併協議会の廃止がある中で、私ども懸念しているのが、公民館活動の件についてまだ先送りになっている面があるので、次回の開催までの間にはできるだけ積み残しがないような形で検討いただければありがたいなと思っております。

○黒木事務局長 ただいまご質問のありました件につきましては、専門部会につないでおきますのでよろしくお願いいたします。

○赤崎議長 よろしゅうございますか、追立委員。

○追立委員 はい。

○赤崎議長 ほかにはございませんか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、別になければ、次回の合併協議会の開催につきましては、ただいま事務局の方からご説明を申し上げました方向で進めさせていただきたいと存じます。

また、事務局の方からご説明の中でも申し上げましたように、開催日時等が決定いたしましたならば、できるだけ早くご連絡申し上げますので、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところでございますが、万障お繰り合わせの上ご出席を賜りますようお願いを申し上げておきます。

以上で、本日予定いたしました会議の案件につきましてはすべて終了いたしましたので、そのほかに何かございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

△閉 会

○赤崎議長 それでは、特になければ、これをもちまして第18回鹿児島地区合併協議会を終わらせていただきます。

大変熱心なご協議を賜り、ご協力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

午後4時6分閉会